



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和7年第1回定例会招集告示	行財政局財務課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局西建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	4
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道みずき台1号線ほか)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道上新地29号線、市道上新地野中線)	建設局道路管理課	12
告示	計量法による定期検査の実施	地域協働局消費生活センター	13
告示	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の許可申請書の縦覧	環境局事業系廃棄物対策課	14
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	16
公告	開発行為に関する工事の完了(西区井吹台東町7丁目ほか)	都市局都市計画課	17
人事委員会	職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	18

神戸市告示第536号

令和7年2月18日神戸市役所内に第1回定例会を招集する。

令和7年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第540号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和7年1月9日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 3 台	令和7年1月23日	
		自転車 8 台	令和7年1月29日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和7年1月16日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和7年1月16日	

神戸市告示第541号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月18日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3台	令和7年1月9日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和7年1月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 4台	令和7年1月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 24台	令和7年1月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	2台	令和7年1月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和7年1月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	15台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車	18台	令和7年1月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	29台	令和7年1月28日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	7台	令和7年1月29日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	阪神御影駅周辺	自転車	7台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年2月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月4日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	みずき台1号線	神戸市垂水区みずき台2020番地先から 神戸市垂水区みずき台2039番地先まで	975.70	最大 15.00 最小 12.00
	みずき台2号線	神戸市垂水区みずき台130番地先から 神戸市垂水区みずき台30番地先まで	259.40	6.00
	みずき台3号線	神戸市垂水区みずき台109番地先から 神戸市垂水区みずき台117番地先まで	81.40	6.00
	みずき台4号線	神戸市垂水区みずき台83番地先から 神戸市垂水区みずき台91番地先まで	106.00	6.00
	みずき台5号線	神戸市垂水区みずき台66番地先から 神戸市垂水区みずき台75番地先まで	93.20	6.00
	みずき台6号線	神戸市垂水区みずき台51番地先から 神戸市垂水区みずき台58番地先まで	89.60	6.00
	みずき台7号線	神戸市垂水区みずき台30番地先から 神戸市垂水区みずき台90番地先まで	172.50	6.00

みずき台8号線	神戸市垂水区みずき台35番地先から 神戸市垂水区みずき台36番地先まで	11.40	4.00
みずき台9号線	神戸市垂水区みずき台208番地先から 神戸市垂水区みずき台91番地先まで	271.10	6.00
みずき台10号線	神戸市垂水区みずき台100番地先から 神戸市垂水区みずき台146番地先まで	11.80	4.00
みずき台11号線	神戸市垂水区みずき台145番地先から 神戸市垂水区みずき台161番地先まで	47.50	6.00
みずき台12号線	神戸市垂水区みずき台145番地先から 神戸市垂水区みずき台141番地先まで	98.10	6.00
みずき台13号線	神戸市垂水区みずき台142番地先から 神戸市垂水区みずき台199番地先まで	265.90	6.00
みずき台14号線	神戸市垂水区みずき台2007番地先から 神戸市垂水区みずき台188番地先まで	12.90	4.00
みずき台15号線	神戸市垂水区みずき台163番地先から 神戸市垂水区みずき台170番地先まで	111.70	6.00
みずき台16号線	神戸市垂水区みずき台314番地先から 神戸市垂水区みずき台209番地先まで	428.80	6.00
みずき台17号線	神戸市垂水区みずき台318番地先から 神戸市垂水区みずき台319番地先まで	13.60	4.00

みずき台18号線	神戸市垂水区みずき台311番地 先から 神戸市垂水区みずき台327番地 先まで	39.30	6.00
みずき台19号線	神戸市垂水区みずき台302番地 先から 神戸市垂水区みずき台307番地 先まで	58.20	6.00
みずき台20号線	神戸市垂水区みずき台275番地 先から 神戸市垂水区みずき台314番地 先まで	101.30	6.00
みずき台21号線	神戸市垂水区みずき台256番地 先から 神戸市垂水区みずき台266番地 先まで	106.10	6.00
みずき台22号線	神戸市垂水区みずき台236番地 先から 神戸市垂水区みずき台245番地 先まで	113.30	6.00
みずき台23号線	神戸市垂水区みずき台209番地 先から 神戸市垂水区みずき台281番地 先まで	195.10	6.00
みずき台24号線	神戸市垂水区みずき台217番地 先から 神戸市垂水区みずき台218番地 先まで	12.90	4.00
みずき台25号線	神戸市垂水区みずき台355番地 先から 神戸市垂水区みずき台354番地 先まで	13.70	4.00
みずき台26号線	神戸市垂水区みずき台2002番地 先から 神戸市垂水区みずき台414番地 先まで	469.80	6.00
みずき台27号線	神戸市垂水区みずき台380番地 先から 神戸市垂水区みずき台360番地 先まで	77.50	6.00

みずき台28号線	神戸市垂水区みずき台416番地 先から 神戸市垂水区みずき台372番地 先まで	81.60	6.00
みずき台29号線	神戸市垂水区みずき台466番地 先から 神戸市垂水区みずき台407番地 先まで	102.00	6.00
みずき台30号線	神戸市垂水区みずき台447番地 先から 神戸市垂水区みずき台424番地 先まで	84.90	6.00
みずき台31号線	神戸市垂水区みずき台2002番地 先から 神戸市垂水区みずき台439番地 先まで	89.80	6.00
みずき台32号線	神戸市垂水区みずき台466番地 先から 神戸市垂水区みずき台502番地 先まで	265.90	6.00
みずき台33号線	神戸市垂水区みずき台476番地 先から 神戸市垂水区みずき台475番地 先まで	12.90	4.00
みずき台34号線	神戸市垂水区みずき台531番地 先から 神戸市垂水区みずき台514番地 先まで	198.50	6.00
みずき台35号線	神戸市垂水区みずき台521番地 先から 神戸市垂水区みずき台2034番地 先まで	58.50	4.00
みずき台36号線	神戸市垂水区みずき台2035番地 先から 神戸市垂水区みずき台536番地 先まで	102.30	6.00
みずき台37号線	神戸市垂水区みずき台537番地 先から 神戸市垂水区みずき台2001番地 先まで	239.80	6.00

みずき台38号 線	神戸市垂水区みずき台537番地 先から 神戸市垂水区みずき台606番地 先まで	202.30	6.00
みずき台39号 線	神戸市垂水区みずき台578番地 先から 神戸市垂水区みずき台555番地 先まで	87.40	6.00
みずき台40号 線	神戸市垂水区みずき台594番地 先から 神戸市垂水区みずき台569番地 先まで	92.10	6.00
みずき台41号 線	神戸市垂水区みずき台607番地 先から 神戸市垂水区みずき台586番地 先まで	76.70	6.00
みずき台42号 線	神戸市垂水区みずき台545番地 先から 神戸市垂水区みずき台544番地 先まで	13.00	4.00

神戸市告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年2月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年3月4日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	上新地29号線	神戸市西区上新地2丁目23番7地先から 神戸市西区上新地2丁目23番1地先まで	新	25.40	最大 4.30 最小 4.00
			旧	25.40	最大 4.20 最小 4.20
市道	上新地野中線	神戸市西区上新地2丁目23番10地先から 神戸市西区上新地2丁目23番10地先まで	新	3.90	最大 12.00 最小 6.00
			旧	3.90	最大 12.00 最小 6.00

神戸市告示第544号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和7年2月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 定期検査を行う区域

兵庫区、長田区、須磨区、垂水区及び西区。ただし、皮革面積計にあつては市内全域。

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり並びに皮革面積計

3 定期検査の実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、雨天等により中止する日等を除く。）

4 定期検査の実施の場所

特定計量器の所在の場所及び市長が指定する場所

5 定期検査を行わせる神戸市指定定期検査機関の名称

一般社団法人 神戸市計量士会

神戸市告示第545号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき告示し、当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境調査書を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設に関し利害関係を有する者は、同法第15条第6項の規定により意見書を提出することができる。

令和7年2月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
富士チタン工業株式会社
代表取締役 野喜 日出雄
神戸市北区道場町生野96番地の1
- 2 施設の設置の場所
神戸市北区道場町生野字飛瀬1016番12 他19筆
- 3 施設の種類
管理型最終処分場
- 4 処理する産業廃棄物の種類
汚泥
- 5 申請年月日
令和7年1月30日
- 6 縦覧場所
 - (1) 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階
神戸市環境局事業系廃棄物対策課
 - (2) 神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号北神中央ビル6階
北神区役所地域協働課
- 7 縦覧期間
令和7年2月18日（火）から令和7年3月17日（月）まで
ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日は除く。
- 8 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 9 意見書の記載事項
提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに対象事業の名称、生活環境の保全上の見地からの意見（すべて日本語で記載すること）。
- 10 意見書の提出期限
令和7年3月31日（月）まで
- 11 意見書の提出先
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

電子メールアドレスsanpaisinsa@city.kobe.lg.jp

ファクシミリ番号078-595-6250

12 意見書の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、直接持参のいずれか。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	長尾町上津	八ヶ坪	5396番	501㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年2月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区井吹台東町七丁目 3番10、3番15

開発許可を受けた者の住所及び氏名

芦屋市春日町3番19号

JCRファーマ株式会社

代表取締役 芦田 信

許可番号

令和6年10月17日 第8213号

（変更許可 令和7年1月8日 第2186号

変更許可 令和7年1月30日 第2193号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区岡本1丁目134番8、134番11、134番17、140番3、140番4、
140番5、190番1、190番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区岡本1丁目12番6号

岡本 朋子

許可番号

令和6年9月30日 第8206号

（変更許可 令和6年12月24日 第2184号）

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(平成28年4月人委規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 [略]</p> <p>(選考により採用する場合)</p> <p>第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。)の規定により採用する職</p>	<p>第1条～第14条 [略]</p> <p>(選考により採用する場合)</p> <p>第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。) <u>第2条及び第3条</u>の規定に</p>

<p>(12) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職</p> <p>(13) [略]</p> <p>第16条～第18条 [略]</p> <p>（採用選考の実施）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 本市職員を離職した者を対象とした区分</u></p> <p><u>(4) 特定の選考区分における係長若しくはこれに準ずる職又はこれらと職務の複雑と責任の度が同等以上の職を対象とした区分</u></p> <p><u>(5) その他人事委員会が定める場合</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第20条～第47条 [略]</p>	<p>より採用する職</p> <p>(12) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職 <u>（人事委員会が定める場合を除く。）</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>第16条～第18条 [略]</p> <p>（採用選考の実施）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) その他人事委員会が定める場合</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第20条～第47条 [略]</p>
--	---

（昇格に関する規則の一部改正）

第2条 昇格に関する規則（平成28年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号におい

て「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第4条の規定に基づき、職員の昇格に関し必要な事項を定めるものとする。<u>ただし、神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号)第4条の規定により採用された者はこの限りでない。</u></p> <p>(昇格の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(昇格の基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 職員が職員の任用に関する規則(平成28年4月人委規則第1号。<u>以下「任用規則」という。</u>)第23条第1号に規定する職へ昇任したときは、その職務に応じて昇格させるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第4条の規定に基づき、職員の昇格に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(昇格の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(昇格の基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 職員が職員の任用に関する規則(平成28年4月人委規則第1号)第23条第1号に規定する職へ昇任したときは、その職務に応じて昇格させるものとする。</p>

(2) [略]

第4条～第11条 [略]

(休職等の期間の通算)

第12条 [略]

2 第3条第2号の基準中必要とされる年数の計算を行う場合は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号。次条において「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。次条において「派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職した後採用するまでの期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第79条第1項の規定により退職した後、任用規則第15条第2号の規定により採用するまでの期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）を、当該年数に通算するものとする。

(2) [略]

第4条～第11条 [略]

(休職等の期間の通算)

第12条 [略]

2 第3条第2号の基準中必要とされる年数の計算を行う場合は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号。次条において「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。次条において「派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職した後採用するまでの期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第79条第1項の規定により退職した後、職員任用に関する規則（平成28年4月人委規則第1号。以下「任用規則」という。）第15条第2号の規定により採用するまでの期間（人事委員会が別に定める期間を除く。）を、当該年数に通算するものとする。

3 [略]

4 第3条第2号の基準中必要とされる年数（必要在職年数を除く。）の計算を行う場合は、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による専従許可の有効期間を3分の2に換算し、当該年数に通算するものとする。

5 [略]

第13条 [略]

3 [略]

4 第3条第2号の基準中必要とされる年数（必要在職年数を除く。）の計算を行う場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の規定又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による専従許可の有効期間を3分の2に換算し、当該年数に通算するものとする。

5 [略]

第13条 [略]

別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）

（その1）

番号	適用する職	学歴	左欄の職のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件				その他の資格要件	
			[略]					
			2級	3級	4級			
			1級における同種の職	2級の職				
1	[略]	[略]	年	年	年	年	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
3	臨床検査技師 衛生検査技師 （採用の選考に関する規則（昭和31年3月人委規則第5号。以下「採用規則」という。）別表（その3）番号14に掲げる場合に限る。） 船舶けい離立会人（海技従事者の免許を有する場合に限る。）	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
4	航空従事者 児童自立支援専門員（児童自立支援専門員見習として採用された場合に限る。） 児童生活支援員（児童生活支援員見習として採用された場合に限る。） 健康科学	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			

別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）

（その1）

番号	適用する職	学歴	左欄の職のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件				その他の資格要件	
			[略]					
			2級	3級	4級			
			1級における同種の職	2級の職				
1	[略]	[略]	年	年	年	年	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
3	臨床検査技師 衛生検査技師 （採用の選考に関する規則（昭和31年3月人委規則第5号。以下「採用規則」という。）別表（その3）番号17に掲げる場合に限る。） 船舶けい離立会人（海技従事者の免許を有する場合に限る。）	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
4	航空従事者 児童自立支援専門員（児童自立支援専門員見習として採用された場合に限る。） 児童生活支援員（児童生活支援員見習として採用された場合に限る。） 健康科学	[略]	[略]	[略]	[略]	同上		
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			
		[略]	[略]		[略]			

